

# 暮らしを支える税



11月11日(月)から17日(日)は、「税を考える週間」です。  
税金には、国税・県税・市税などがあり、多くの公共サービスを支えています。例えば、警察や消防、社会保障、福祉、教育などのサービスにより、健康的で安全な生活が保障され、道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業により、快適な暮らしを営むことができます。  
ここでは、市の重要な財源である市税などについて紹介します。

## 【問合せ】本庁事務課 ㉓(23)5111

### 市民税



毎年1月1日現在で、本市に住所を有する方に課税されます。市民税が課税される方や、国民健康保険に加入している方は、法律により所得などの申告が義務付けられています(ただし、給与所得のみで、会社などから給与支払報告書が提出される方を除きます)。

市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。

申告書などの提出がない場合、各種の所得控除や国民健康保険税の軽減措置が受けられないことがあります。また、児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書の交付も受けられなくなります。

これらの手続きのため、所得証明書の必要な方は、市民税が課税されない方でも、毎年必ず、所得の申告をする必要があります。

なお、商業地など(店舗、工場、駐車場など)については現行通り変更はありません。

### 償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1回申告する義務があります。

申告に必要な書類は、12月末日までに送付しますが、届かない場合はお問い合わせください。

なお、**申告期限は平成26年1月31日(金)**です。

### 軽自動車税



毎年4月1日現在の所有者もしくは、使用者に課税されます。原動機付自転車・小型特殊自動車・小型二輪・その他軽自動車などが対象です。

### 名義変更・廃車の手続きはお早めに

軽自動車などを他人に譲ったり、使用できなくなったり、市外へ転出したときは、名義変更または廃車の手続きが必要になります。

手続きされるまで、毎年課税されますので、ご注意ください。

### 廃車などの手続先

- ・125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車 本庁税務課税制Gまたは各支所市民生活課
- ・125ccを超える二輪車および軽自動車 県軽自動車協会

げられ、現行の年額4500円から5500円となります。これは、東日本震災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化などの緊急防災・減災事業を推進するための措置です。

### 国民健康保険税



#### あなたの共済制度

国民健康保険(国保)事業は、みんなで国保税を負担し、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助制度です。同税は、国保事業の大事な運用資金となっています。私たちは、社会保険などや国保のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

#### 保険の加入・脱退は早めに手続きを

社会保険などの資格がなくなり、国保に加入するとき、または社会保険などに加入し、国保を脱退するときは、14日以内に本庁市民課または各支所市民生活課へ届け出てください。

また、国保税は、届け出の日からではなく、社会保険などの資格がなくなった日や、転入日から課税されます。届け出が遅れると、同税をまとめて納めなければならなくなります。

### 固定資産税



毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じ、資産の所在する市町村に納める税

口座振替は金融機関の窓口で受け付けていますので、手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印をお持ちください。

**\*市税の口座振替については、毎回必ず通帳をご確認ください。**

#### 納税のご相談はお気軽に

本庁2階収納課または各支所市民生活課では、各市税の納付相談を受けています。事情により納期限内の納付が困難になった場合や、分割納付などについて知りたい場合は、お気軽にご相談ください。

### 窓口でのサービスなど



**証明書の発行**  
住基カードをお持ちの方は、全国のコンビニ(利用の出来ない店舗もあります)ので、事前にご確認ください)で最新の年度およびその前年度の所得課税証明書を取得できます。この場合の手料は、150円になります(窓口交付の場合は200円)。

本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーで、次の証明書を発行しています。

- \*印鑑(スタンプ印は不可。以下同じ)が必要。
- \*代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の印鑑と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

です。

### 各種届け出のお願い

次のようなときは、必ず届け出または申告をしてください。

- ・建物を新築したときまたは取り壊したとき
- ・増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき
- ・災害で建物や土地に被害を受けたとき
- ・土地の利用状況を変更したとき
- ・所有者や納税代表者または納税管理人が死亡したとき

・市外の所有者が転居したとき  
・未登記建物の名義を変更するとき  
**住宅用地の据置特例が廃止されます**

本来の課税標準額よりも実際の課税標準額が低い土地について、毎年度、課税標準額を緩やかに上昇させて、本来の課税標準額に近づける負担調整措置を行っています。ある程度近づいたところで、この調整措置を停止する据置特例が設けられています。

しかし、平成24年度税制改正により住宅用地の負担調整措置が見直され、据置特例が平成25年度までで廃止されることになりました。

平成26年度からは、負担水準が100%に満たない場合は、前年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%を加算した額(上限100%)がその年度の課税標準額となります。

種類	手数料
・所得証明書 ・課税証明書(市県民税) ・所得課税証明書 ・納税証明書 ・土地証明書 ・営業証明書	200円 (住基カード利用による所得課税証明書の取得は150円)
・軽自動車税 納税証明書(車検用) ・国民健康保険税 納付証明書(申告用)	無料

### 昼休み窓口業務

12時から13時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

なお、収納業務は本庁2階収納課、各支所市民生活課税務グループまたは地域振興グループで対応します。

そのほか、ご質問・ご意見などがありましたら、左記までお問い合わせください。

#### 【問合せ】本庁 ㉓(23)5111

- ▼市民税・国民健康保険税 税務課市民税G(内線2231)
- ▼固定資産税 税務課土地G(内線2241)・家屋G(内線2251)
- ▼軽自動車税 税務課税制G(内線2221)
- ▼税の収納関係 本庁収納課(内線2421・2431)
- ▼各支所管内における税 各支所市民生活課税務Gまたは地域振興G